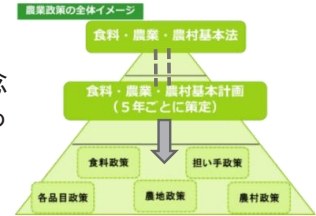


食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律及び関連法が成立

令和6年の通常国会において、食料・農業・農村基本法の改正案や食料供給困難事態対策法をはじめ、4つの関連法が成立しました。今回は、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律と皆さんの関心が深い、食料供給困難事態対策法のポイントについて紹介します。

食料・農業・農村基本法について

食料・農業・農村基本法は「農政の憲法」とも呼ばれ、農業政策全般に係る理念法です。同基本法に基づき食料・農業・農村基本計画が定められ、この計画に沿って、食料・各品目・農地・担い手・農村等に係る各種政策が策定されます。



今回の改正のポイント

- ・食料安全保障の確保を規定*1
- ・輸出で食料供給能力の維持を図る
- ・食料の価格形成について、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮*2
- ・食料システムの環境負荷低減による環境との調和
- ・生産資材価格高騰時の対応
- ・生産性と付加価値の向上で農業の持続的な発展を図る
- ・地域社会が維持されるよう農村の振興を図る

*1 食料安全保障の確保について

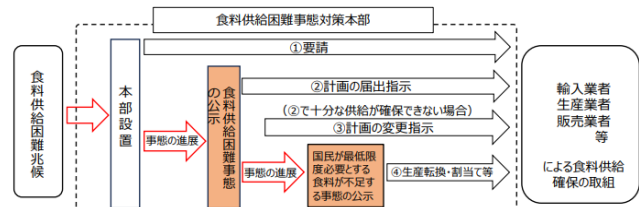
食料安全保障の確保について、「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」と定義(法第2条1項)

*2 食料の合理的な価格の形成について

需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨**を規定(法第2条5項、第23条)

食料供給困難事態対策法について

国民の食生活上または国民経済上、重要な品目である食料(特定食料)が大幅に不足する事態を回避・解消するため、「基本方針」の策定、総理を本部長とした対策本部の設置、国による食料等の生産・輸入の促進、生産調整等の要請等を定めた、「食料供給困難事態対策法」が成立しました。



対象品目(特定食料)について

- ・ 特定食料は、国民の食生活上重要なもの及び製造・加工品の原材料として重要なもの
- ・ カロリーベースで8割を占める品目を想定(米、畜産物、油脂類、小麦、砂糖、大豆等)
- * 具体的な品目については、今後政令で定められる

安定供給の確保のための措置(生産に関する措置)

政府が特定食料の供給が大幅に不足、またはその恐れが高いと判断したときに、食料供給困難事態の公示があり、生産業者等に、**生産計画の届出指示が出される。計画の届出をしなかった者は20万円以下の罰金、立入検査を拒んだ者は20万円以下の過料に処される。**

Point!

食料供給困難事態となった場合には、生産者、生産可能者に対して対象品目の増産について計画を届け出ることが求められます。(食料供給困難事態とは特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいいます)

生産可能者は、二毛作等が可能である者を想定しており、**例えば花農家にサツマイモの作付けを強制するような仕組みとはなっていません。**

正当な理由なく計画の届け出をしなかった場合、20万円以下の罰金を科すこととされています。一方で、増産しない場合も含めて、届け出さえすれば、罰金の対象とはなりません。

また、増産に応じる場合には、別途、政府から**財政上のメリット措置を講じられること**となっていますが、金額などメリット措置の詳細は、食料供給困難事態になった場合に定めることとされています。

